

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

憲法

設問Ⅰは、戸別訪問の禁止の合憲性を問う典型事例である(たとえば最高裁昭和56年7月21日刑集35巻5号568頁)。まずは、戸別訪問が選挙運動の自由の行使として憲法21条1項の保障を受けることを確認しなければならない。ほとんどの答案が戸別訪問を表現の自由の行使であると捉えられていたが、中には職業の自由や営利的表現の問題とするものもあった。

公職選挙法138条は表現の自由に対する制約であることから、通説的な立場によれば、その違憲審査基準は、二重の基準論に基づいた上で、表現内容規制・内容中立規制二分論に言及して設定しなければならない。しかし、多くの答案が表現内容・内容中立規制二分論に触れることなく、表現の自由の重要性を強調するだけで直ちに厳格な基準を導いており、十分な説明ができていなかった。すべての表現の自由規制について厳格な基準が妥当するというのであれば、表現内容規制・内容中立的規制二分論を批判した上でそのように主張すべきである。また、表現内容・内容中立規制二分論に立つ答案でも、内容規制・内容中立規制の定義を書かないまま、ただ「内容規制にあたる、あたらない」と断定するものが多かった。

以上のような立場に対して、選挙運動の特殊性を強調し、「選挙運動は、あらゆる言論が自由に競い合う場ではなく、選挙の公正を確保するために定められたルールに従って行われることが予定されている」という、いわゆる「選挙のルール」論がある(前掲最高裁判決・伊藤正己裁判官の補足意見)。これによれば、選挙運動のルール設定には国会の広い立法裁量が認められるため、厳格な審査は妥当しないことになる。本問では、このような選挙運動の特殊性と表現の自由の保障との対抗関係について、審査基準論の段階で論じることが求められている。この点の問題意識があてはめの段階で現れていた答案も見受けられたが、正面から理論化した形で取り上げたものはなかった。

問題文に戸別訪問を禁止する理由が①から④まで挙げられている以上、4つすべてを検討する必要がある。そして、厳格度の高められた基準を適用する以上、①から④で挙げられた害悪が戸別訪問によって発生するということにつき、それが観念的に想定されるというだけでは足りず、事実を照らして説得力をもって根拠づけられるかどうかを検討しなければならない。したがって、本問では目的審査を立ち入って検討しなければならないが、ほとんどの答案が簡単に目的審査を通過させていた。これでは厳格な審査基準の意味を理解できていないと言わざるを得ない。

仮に目的審査を通過させた場合には、手段審査においてより制限的でない他の手段の有無の検討になるところ、多くの答案が自分なりに検討することができていた。もっとも、中には「戸別訪問に管理人による立ち会いを認めればよい」、「事前の告知による戸別訪問にすればよい」など、却って不適切な代替手段を提示するものが散見された。代替手段を検討する場合には、それが持つ意味を十分考える必要がある。

問題Ⅱを選択した者は少なかった。そもそも憲法41条の「唯一の立法機関」とはどういう意味か、そのことと内閣による法律案の提出との関係、という典型論点を踏まえた論述が必要であるが、ほとんどの答案でこれは踏まえられていなかった。そのため法律案の提出と憲法改正草案の提出との相違についても、説得力ある形で論述できていなかった。

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

民法

I 【説明問題】 (各 10 点)

(1) 権利外観法理 (表見法理)

真実に反する権利の外観を作り出した者は、その外観を真実であるものと信頼して行為をした者に対し、その外観に基づく責任を負わせるという理論である。権利外観法理は、94 条 2 項や表見代理等における本人の帰責根拠である。答案の多くは、静的安全と動的安全の調和という観点から、権利の外観作出について、権利者の帰責性が認められれば責任を負う結果第三者の信頼が保護されることをきちんと書けていた。他方で、第三者の信頼保護という観点のみから説明し、権利者の帰責性について考慮しないものや、表見法理と表見代理規定の要件・効果とを混同していると思われるものも散見された。

(2) 推定の及ばない嫡出子

答案の中には、民法 772 条の嫡出推定の要件を充さない子と誤解しているものが散見された。推定の及ばない嫡出子とは、妻が婚姻中に懐胎し、形式的には嫡出推定の要件を充たすが、刑務所への収監や別居状態で夫婦間に全く性的関係がないことが明らかなような場合には嫡出推定が及ばず、親子関係不存確認の訴えを提起できるとする概念である。

民法典には明文の規定はないが、判例上定着し、理論上実務上重要な家族法の基本概念なので、教科書で良く復習しておくことが望ましい。

II 【論述問題】 (各 100 点)

[1]

(問 1) (20 点)

保佐開始の審判 (11 条) により、A は被保佐人となり、B が A の保佐人となった (12 条)。被保佐人が民法 13 条 1 項各号の行為をするためには、9 条但書に規定する行為を除き、保佐人の同意を得なければならない (13 条 1 項柱書)。A は C の父親、すなわち、親権者である (818 条 1 項)。親権者は、この財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する (824 条)。したがって、A は C の法定代理人である。

A が「C の代理人として町の金融業者 D との間で 20 万円を借り受ける契約を締結した」ことは、13 条 1 項 10 号、同条項 2 号の行為に該当し、ブランド物の財布を購入することが 9 条但書にいう日用品の購入その他日常生活に関する行為であるとは言い難く、保佐人である B の同意を得なければならない (13 条 1 項柱書)。しかし、A は「B に何ら相談することなく」上記契約を締結した、すなわち、B の同意を得ていない。それゆえ、上記契約は、13 条 4 項に基づき、取り消すことができる。本問において、保佐人 B は、120 条 1 項により取消権を有するから、上記契約を取り消すことができる。

答案は、被保佐人が 13 条 1 項各号の行為をするために保佐人の同意を必要とすることについてきちんと理解しているようであり、大筋は書けていた。しかしながら、A が C の法定代理人であることや、保佐人 B が取消権を有すること等について、根拠条文がきちんと挙げられていないものが多かった。論述問題において、根拠となる条文を逐一引用するように心がけて日々学習していただきたい。また、上記契約が 13 条 1 項 10 号の行為であることを指摘できず、借財にあたることから 13 条 1 項 2 号のみを根拠とするものが散見された。もっとも、上記契約が 13 条 1 項 10 号の行為に該当することを指摘できていないものの、102 条但書きに該当することを指摘する答案も見られた。

(問 2)

① (30 点)

A E 間で締結された甲土地を 3000 万円で売却する契約は、13 条 1 項 3 号の行為に該当するから、保佐人の同意が必要であるところ (13 条 1 項柱書)、B の同意を得ていないため、120 条 1 項により取

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

消権を有するBは本件契約を取り消すことができる(13条4項)。しかし、Bの取り消しに対して、Eの側から、契約締結過程において、Aが「Bは良く出来た嫁だと思う。わがまま言ってもニコニコ笑って受け入れてくれるし、今回の売却も背中を押してくれたんだ。」と発言したことは、21条の「詐術」にあたるため、本件契約を取り消すことはできないという反論が予想される。本件において21条は適用されるだろうか。

21条が適用されるためには、制限行為能力者が詐術を用いた結果、相手方が制限行為能力者を信じたことが必要である。同条の「詐術」とは、自らが行為能力者であることを相手方に誤信させるような行為、又は、同意権者からの同意を得たと相手方に誤信させるような行為をいう。制限行為能力者が単にそのことを黙秘しただけでは原則として詐術にあたらないが、制限行為能力者の他の言動などと相俟って相手方を誤信させ又は誤信を強めたものと認められるときは例外的に黙秘も詐術にあたる(最判昭和44・2・13民集23・2・291)。以上を前提に、本問事案が同条の要件を充足するか否か検討していれば、結論として、Bの請求が認められるとしても、認められないとしても、いずれでも構わない。

答案では、21条の適否の問題を論じることにについて全く気付いていないと思われるものが散見された。また、AとBが夫婦であることから、甲土地の売却が761条の日常家事に関する債務であり、Aは連帯して責任を負うことになるのか、日常家事に当たらないとしても110条の類推適用によりEが保護されるか否かにつき論じるものもあったが、Aは自己所有の土地を自身で売却していることから、適切ではない。

② (20点)

A E間の売買契約の取消しが認められる場合、法律行為は初めから無効であったものとみなされ(121条)、その結果、無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を現状に復させる義務を負う(121条の2第1項)。AはEに売買代金3000万円を、EはAに甲土地を返還する義務をそれぞれ負うことになる。ただし、行為の時に制限行為能力者であった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において(現存利益の範囲で)、返還の義務を負う(同条3項)。したがって、被保佐人であるAは、現存利益の範囲で代金をEに返還すればよい。

債務の弁済に充てた600万円については、債務の消滅という利益を受けているから現存利益はある。他方、競馬やパチンコにつき込んだ1000万円について現存利益はない。したがって、3000万円から1000万円を引いた2000万円が現存利益であると評価され、これをEに返還しなければならない。

答案の多くが、取消の効果および原状回復義務の発生についてきちんと書けていた。しかしながら、制限行為能力者の場合現存利益の範囲内でのみ返還義務を負えばよいことについて指摘できていない答案が散見された。また、現存利益の意義について理解できていないもの(浪費した1000万円については現存利益があり、債務の弁済に充てた600万円について現存利益はないとするもの)も少なくなかった。

③ (30点)

Fに対する請求の趣旨は、取消しの遡及効(121条)に基づき、甲土地の所有権はAに帰属することから、甲土地をAに返還するように求めることである。ここで注意すべきは、保佐人が有するのは同意権(および取消権)であり、代理権を有さないのが原則であるということである。したがって、保佐人であるBがAの代理人として請求するためには、代理付与の審判により訴訟行為を行う代理権を持っていることが前提となる。この前提を欠く場合、Bは甲土地返還請求を提起することはできないが、訴訟行為は13条1項4号に該当するから、BがAにFに対する訴訟提起をすることについて同意を与えれば、AはFに対して上記請求をすることができる。

甲土地はBがA E間の契約を取り消した後にFに売却されている。したがって、ここでは、取消権を行使した側(A・B)と、取消後に現れた第三者Fいずれの権利が優先するのかが問題となる。この問

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

題について、民法典に規定は存在しないため、どのような法理論で解決すべきか、受験者の思考力、論理力が問われる。

解決策の一例としては、不動産取引において、取消権を行使した者と、取消し後の第三者との関係は、取消しの相手方を起点として当該不動産が二重譲渡された場合と同視することができるから、取消しの遡及効(121条)を制限し、対抗問題すなわち177条の適用問題として処理すべきであるという立論が考えられる。このように考える場合、本問において、BはA-E間の契約を取消した後、甲土地の所有権移転登記をA名義に回復していないため、Fが背信的悪意者でない限り、甲土地の所有権が取消しによりAに帰属することを対抗することができず(177条)、BのFに対する、甲土地のAへの返還請求は認められない。

答案では、B(A)とFの関係を、取消しの相手方であるEを起点とした二重譲渡類似の問題として捉えられることを指摘する答案が多く見られた。また、取消しの遡及効を制限することに対する疑問、批判から、あるいは、制限行為能力者の保護を厚くすべきであるとの観点から、177条の適否によりB(A)とFの優劣を決するのは妥当でないとして、94条2項類推適用の可否を論じる答案も多く見られた。このように鋭い指摘が出来ているにも関わらず、時間が足りずに論述が不十分であったと推察される答案が少なくなく、非常にもったいないと感じた。設問ごとに配点が明記されているので、時間配分も考えて戦略的に論述の訓練をしていただきたい。

[2]

70点以上になる良く書けた答案が想定した以上に多かったが、他方で、30~40点台にとどまる答案もあり、評価が二分された感がある。基本的な条文を正確に摘示できれば、比較的易しい問題であるので、条文をしっかりと読む習慣を付けて欲しい。

(問1) (30点)

修理代金の償還請求権は、賃借目的物に関して生じた必要費償還請求権であり(608条1項。賃貸借契約が終了しているとすると196条)、直ちに請求できるため留置権の要件(295条1項)をみたます。しかし、判例は、賃借権が消滅した後の投下費用を担保する留置権の主張を、同条2項の類推適用によって許さない。

また、敷金返還請求権は、返還後に発生する(あるいは弁済期が到来する)ため、弁済期未到来で留置権の要件をみたまさない(295条1項ただし書)。したがって、Bは留置権を主張して甲の明渡しを拒むことができない。

同時履行の抗弁権を論じている答案が少なくないが、双務契約上の牽連関係のある債務同士ではない。留置権の成立障害の295条2項に論及できたものは少なかった。敷金返還が明渡し後であることが指摘できている者は多かった。

なお、問いとの直接の関連はないが、契約の(債務不履行)解除(541条・542条・612条・620条)と、期間の定めのない契約の解約(617条)を混同している答案が散見された。基本事項なので注意が必要である。

(問2) (30点)

賃借権は債権であるが、605条の4により、対抗要件を備えれば、賃借人は賃借権に基づく返還請求ができる。しかし、本件の甲は未登記不動産なので賃借権の登記は備わっておらず、借地借家法31条により甲の引渡しを受けていれば対抗力がある。Cが指図による占有移転(184条)の方法で引渡しを受けたとの事実がない限り、Cは同条による明渡しを請求することができない。

他方、賃貸借契約は有効なので、債権者Cは、所有者であるAのBに対する返還請求権を債権者Cが代位行使して自らに引渡しを求める(423条の債権者代位権の転用)。AがBに対して賃貸借契約の終了

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

または所有権に基づいて返還請求権を有すること、および、CがAに対する使用収益できる状態になるよう求める債権を有することは明らかであり、直接の引渡請求権が認められないためCが自己の債権を保全するため必要があるから、この代位行使は、Aの資力の有無を問わずに認められる。

賃借権に基づく請求の要件が充たされないことは、多くの答案が指摘できていた。条文をしっかりと摘示して欲しい。一方、債権者代位権の転用については、予想以上に書けていなかった。代位請求について書くときは、それが可能というだけでなく、被保全債権、被保全権利、保全の必要性を問題文にそって検討していただきたい。

問3 20点

Cの承諾はなく、契約上の地位の移転は一般的には認められない(539条の2参照)が、ただ、賃貸借契約の賃貸人の債務の履行は、賃借人にとって誰が行ってもよいから、賃貸目的物の移転と共に賃貸人の地位はDに移転する(605条の2第1項)。もっとも、賃貸目的物の所有権の移転登記をしなければ、地位の移転は賃借人に対抗できない(同条3項)。それゆえ、Cは、Dが登記を備えるまでは賃料の支払を拒むことができる。

全体にできは良く、条文の引用も適切なものが多かった。ただし、賃貸人の地位の移転が、契約上の地位の移転の特則であることも書いて欲しい。

問4 20点

敷金関係は賃貸借契約に付随するものであり、敷金の返還債務は、賃貸目的物の所有権と共に賃貸人の地位を譲り受けた者が承継する(605条の2第4項)。それゆえ、CはDに対して、退去後に敷金の返還を請求することができる。

もっとも、賃料の滞納や目的物の汚損などに基づく損害賠償債務があれば、その額が控除されたうえで返還される(622条の2)。本問では賃料不払により契約が解除されているから、未払賃料額を差し引いた額の返還を求めることができる。

622条の2を本件に当てはめることは、おおむね出来ていたが、相殺と違って当然充当となることにつき誤っているものが散見された。一方、敷金充当の前提して、DがAの敷金返還債務を承継することを指摘できている者は少なかった。

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

商法

I 白地手形とは、署名者が後日、所持人をして補充させる意思をもって手形要件の全部または一部をことさらに記載しないで流通においた証券をいう。白地手形に署名者との間で予めなした合意と異なる補充がなされたとしても、その違反は善意かつ重過失のない所持人に対抗することができない(手77条1項1号・10条)。(147文字)

手形法10条は白地手形に予めなした合意と異なる合意をした場合の効力を定めたに過ぎないため、白地手形の定義については別に述べる必要がある。上述の一般的な定義は大判大正10年10月1日民録27輯1686頁を参考にしたものである。

II

[1]

(1) 甲社と丙社の提携を阻止するために本件新株発行の差止めを主張する乙社は、本件新株発行に差止め事由があることを主張しなければならない。会社法210条は、募集株式の発行差止めを請求するためには、請求者が、①当該募集株式の発行によって株主が不利益を被るおそれがあること(会社法210条柱書き)に加えて、②当該募集株式の発行手続きに法令・定款違反(同条1号)があること、および(または)③著しく不公正な募集株式の発行であること(同条2号)のいずれかを主張する必要があることを定める。②は、募集株式の発行がいわゆる有利発行に当たる場合に、本来なら必要とされる株主総会の特別決議を欠くこと(201条1項・199条3項)を理由として、発行手続きに法令違反があるとして主張されることが多い。③は、会社経営支配権に争いがある場合に、募集株式の発行が経営陣の支配権の維持・強化を主たる目的としてなされたときに主張される。

具体的には、乙社は、①本件新株発行によって株主たる乙社が不利益を受けるおそれがあること(210条柱書)、②本件新株発行が有利発行に当たるにもかかわらず、株主総会の特別決議を経ない点について、法令違反の瑕疵があること(210条1号)、③本件新株発行は、乙社の株式取得に対抗して、甲社の経営陣が自らの支配権を維持することを主たる目的としてなされたとして、いわゆる不公正発行にあたること(同条2号)を主張すると考えられる。各主張の当否について、詳しくは、(2)において検討するが、後述するように、本件新株発行はそもそも有利発行に当たらない可能性が高いため、乙社は、①および③のみを主張することで必要かつ十分といえる(②を併せて主張するという解答でも減点はないが、実務的には、②を主張することで裁判所の心証を害する可能性もある)。

(2) 乙社の請求は認容されるか。以下、順に検討する。

①について、乙社は甲社の買収を目的として株式を買い進めてきた甲社株主であるところ、丙社に対して本件新株発行が行われることにより、持株比率の下落という不利益を被るおそれがある。また、株式の希釈化により、保有する甲社株式の価格が下落する点も、乙社の不利益といえる。

②については、本件新株発行による株式の発行価額が、甲社の株価の直近6ヶ月平均の95%・直近株価の92%に設定されていることが問題となる。募集株式の発行価額が有利発行に当たるかどうかについては、いわゆる日証協ルールが、「当該増資にかかる取締役会決議の直前日の価格(直前日に売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日)に0.9を乗じた額以上の価格であること。ただし、直近日または直前日までの価格または売買の状況などを勘案し、当該決議の日から発行価格を決定するまでに適当な期間(最長6ヶ月)をさかのぼった日から当該決議の日までの間の平均の価格に0.9を乗じた額以上の価格とする事ができる」と定めている。本件新株発行は、この数値を満たしており、一般に、有利発行には当たらないものと解される。

他方、③について、乙社は、本件新株発行が、甲社経営陣が自己の支配権を維持・確保することを目的になされたとして、「著しく不公正」な発行にあたりと主張することが考えられる。この「不公正発行」について、裁判所は、いわゆる主要目的ルール(東京地決平成16年7月30日判時1874号

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

143 頁 [ベルシステム 24 事件], 新株予約権について, 東京高決平成 17 年 3 月 23 日判時 1899 号 56 頁 [ニッポン放送事件], 参照) に基づいて, 会社支配権について争いがある場合に, 従来の株主の持株比率に重大な影響を及ぼすような数の新株が発行され, それが第三者に割り当てられる場合に, その新株発行が, 特定の株主の持株比率を低下させ, 現経営陣の支配権を維持することを主要な目的としてなされたときは, 不当な目的を達成する手段として新株発行が利用される場合にあたるといふべきであるとの判断を示している。

本件では, 問題文より, 甲社は, 乙社による敵対的買収を防ぐために, 丙社に対する本件新株発行を行おうとしていることがうかがえる。しかし, 同時に, 甲社は, 本件新株発行の対外的な目的は丙社との提携による新規事業の実施にあるとの資料を公表している。本件新株発行を差し止めたい乙社の立場としては, 本件新株発行が, 乙社の敵対的買収を防衛し, 甲社経営陣の支配権を維持・確保することを主要な目的として行われたことを主張・疎明する必要がある。本問によれば, 甲社と丙社の新規事業の詳細は具体的に定められておらず, 丙社との提携よりも, 乙社による敵対的買収の防衛が優越するようにも思われる。乙社がこの事実を主張することによって本件新株発行の差止め請求は認容されると思われる。なお, 本件新株発行によって丙社が甲社の発行済株式の過半数を取得するわけではないので「支配権」取得には当たらないとして差止めを否定する見解もありうる。

[2]

(1) まず, X 社は, R の行為が取締役としての競業禁止義務(会社法 356 条 1 項 1 号・365 条 1 項)に反することを主張することが考えられる。取締役会設置会社の取締役は, 会社の事業の部類に属する取引をする場合に, その取引について重要な事実を開示して, 取締役会から事前の承認を得なければならない(365 条 1 項)。具体的には, X 社は, R が, 100%出資によって Y 社を設立し, 自らがその唯一の取締役(Y 社の代表権を有する唯一の人物)となり, 大阪において X 社と同じ料亭の経営を行ったことが, 「競業(356 条 1 項 1 号)」に当たるにもかかわらず, X 社の取締役である P と Q にその事実を秘匿し, 取締役会における承認を得ていないことを, R の X 社に対する競業禁止義務違反に当たると主張するものと考えられる。

また, X 社は, R が, 古参の料理人を含む自社の従業員数人に対し, X 社を退職して自己の元で働くように勧誘し, 実際に部下のうち数名が X 社を退社して Y 社に雇用されるようになったことが, X 社の取締役としての忠実義務(355 条)に違反することも, 併せて主張することができる。

以上より, X 社は, R に対し, X 社に対する競業禁止義務および忠実義務に違反して X 社に与えた損害を賠償するように請求することが考えられる。

(2) X 社の請求は認められるか。

まず, R の行為が「競業(356 条 1 項 1 号)」に該当するかについて検討する必要がある。競業行為とは, 自己または第三者のために会社の事業の部類に属する取引をなすことを指す。本件事案において, R は, X 社と料亭の経営を行う Y 社を, 自らの 100%出資によって設立し, その唯一の取締役となった点で, 第三者である Y 社のために, X 社の事業の部類に属する取引をなしたといえる。「競業」に当たるというためには, 目的物のみならず, 地域の競合が必要である。しかし, X 社は京都市内で, Y 社が大阪市内で料亭を営んでいることから, 地理的競合はないとして競業の要件を満たさない(京都と大阪の料亭が市場において競合しているということは考えにくいのではないか)。以上より, X 社が, R の行為が取締役としての競業禁止義務に違反し, 任務懈怠(423 条 1 項)に当たると主張したとしても, その請求は認められないといえる。

R が X 社の従業員である自己の直属の部下に, X 社を退職して Y 社で働くように声をかけた, いわゆる引き抜き行為については, 勧誘と退職との間に相当因果関係があれば, 勧誘した取締役に忠実義務違反が認められるといわれる(東京高判平成元年 10 月 25 日金判 835 条 23 頁)。本件では, X 社の従業員数人が, R の勧誘の「結果(問題文より)」として, X 社を退社し, Y 社に雇用されていることが

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

ら、因果関係の存在が認められる。また、従業員の退職に「伴い(問題文より)」, X社の売上げが前年同月の半分程度に下落した点で, X社には, 退社を理由とした損害も生じている。以上より, Rの行為はX社に対する忠実義務に違反し, 任務懈怠(423条1項)に当たるため, X社の請求は認められる。

解答に際しては, 競業と引き抜きの要件を混同し, Yによる引き抜き行為を競業の定義(準備)として解答する者が多く見られたが, もとより両者は別の論点であるため, 注意が必要である。

2020年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

刑法

20年度後期入試刑法は、以下のような問題でした。以下、問題Ⅰ・Ⅱの順で解説と講評をします。

Ⅰ 次の【事例】を読み、甲及び乙の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい（特別法違反の点は除く）。

【事例】

- (1) 甲は、乙から「A子がVから強姦されたのでヤキを入れに行くから一緒に来い」という連絡を受けた。甲はすでにAから同様の話を聞いていたので、迎えに来た乙らと同行して協力することとした。車内では、Vを制裁目的で暴行し、その後うまくいけば慰謝料を支払わせるという話になった。その間に仲間のBがVをX公園に呼び出すことに成功し、甲・乙らはX公園に向かった。
- (2) VがX公園に到着したところ、甲、乙らはV車に近づき、Vを車外に引きずり出して、乙がVの顔面を数回手拳で殴打し、甲も乙とともにVの顔面、頭部を足蹴にし、その頭部を手拳で殴打するなどの暴行を加えた。Vはこの暴行により顔面や頭部に傷を負い、抵抗できない状態になった。
- (3) 甲・乙の暴行が一段落したところで、甲は「俺が話をする」と言ってVを少し離れた場所に連れていき「大丈夫か」と声をかけて話を始めた。その様子を見ていた乙は、甲がVと勝手に話を始めたのを見て激怒し「おまえ、なにやってんだ」などと怒鳴りつけた。甲はそれに対して「まっとけや！」などと言いつつ返したところ、それを聞いた乙はさらに興奮して、いきなり甲の顔面を殴りつけた。甲は乙に殴られて転倒し、気を失った。
- (4) 乙はVにはほかに仲間がおり、その者の名前を聞き出す必要があると考えており、甲のいない場所にVを連れて行ってさらに聞き出そうと考えて、VをV車の助手席に乗せて、自ら運転して近くのY港に連れて行った。
Y港に到着した後、乙は一人で抵抗できないでいるVを車外に連れ出して、顔面や頭部を手拳で殴打し、倒れたVの頭部を数回蹴ったところ、Vは意識を失った。
- (5) その後、乙はVをその場に放置したまま、迎えに来た仲間とともに現場を立ち去った。乙は立ち去る際V車の車内にあったVの財布から現金1万円を抜いて持ち去った。
- (6) VはX公園での暴行により顔面挫傷、頭部切傷などの傷害を負い、Y港での暴行後、病院に運ばれたが急性硬膜下出血により死亡した。解剖の結果Vの死因となった急性硬膜下出血は頭部を蹴られたことによって生じたと判明したが、X公園、Y港のいずれの暴行から生じたのか、両者があいまって生じたのかは判明しなかった。

1 論点

本問は、名古屋高判平成14年8月29日判時1831号158頁の事案を一部変更したものです。本問では、Vに対する2つの暴行の内、第1暴行は甲・乙が共同して行っています。第2暴行については、甲が共犯者である乙の暴行により気絶させられた後、乙が単独で行ったものです。このような場合、第2暴行は第1暴行の共謀に基づいて行われたと評価すべきなのか、第2暴行は乙の単独の意思に基づいて行われたと解し、甲は第2暴行についての責任を負わないと解すべきなのかが問われています。

さらに、Vはその後硬膜下出血によって死亡していますが、甲が第2暴行について責任を負わないとすると、死因となった硬膜下出血が第1暴行あるいは第2暴行のいずれから生じたのかがわからない場合にどのような罪跡が問われるかが問題となります。この点、前掲の名古屋高判では生じた傷害結果につき、第1暴行と第2暴行を同時傷害の関係にあるとして、結論的には本問の甲にあたる被告人に傷害罪の責任を負うとしました。

本問はさらに被害者を死亡したと改変し、傷害致死罪についても同様に同時傷害の特例を適用できる

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

かを問いました。この点については、最決平成 28 年 3 月 24 日刑集 70 卷 3 号 1 頁が、後から暴行した者の暴行と死亡との間の因果関係が肯定される場合であったとしても先に暴行した者への 207 条の適用は妨げられないとして傷害致死罪を認めたことが注目されます。このような近時の判例の動向を考慮しつつ、甲・乙の罪責を論じることが必要です。

2 共同正犯者の一部が離脱の意思を表明し、それ以降の犯行に関与しなかった場合、それ以降の犯行についても責任を負うかということは、いわゆる共犯からの離脱の問題といわれており、離脱により物理的・心理的な因果性が遮断された（厳密には、それまでの寄与が打ち消された）と評価できる場合には、共犯関係が解消されたとしてそれ以降の犯行については責任を負わないとする見解が通説とされ、判例もその観点から説明することが可能です。

ここでの焦点は物理的・心理的な因果性が遮断されたと評価するためにはいかなる点が考慮されるか、ということにあるでしょう。一般には、離脱の意思表示とその了承、場合によっては共犯者によるそれ以降の犯罪遂行の阻止、が求められます。

その点から行くと、本問の甲は、共犯者の乙から暴行を受けて気絶しただけであって、離脱の意思表示も乙による犯罪遂行の阻止も行っていないので、離脱の問題は生じようもないように見えます。しかし、乙が甲を暴行したのは、甲が V と勝手に話し始めたことに激怒したからですし、また、乙は第 2 暴行を行う際に、わざわざ甲のいない場所に V を連れて行っているのですから、乙の認識の中では甲は共犯者として認識されていないでしょう。このような場合、甲からの離脱の表明はなかったとしても、実質的には乙の側では離脱の了承が行われていたと考えることができますし、また甲は乙から暴行され気絶させられることによって、阻止行為を行うことができない状態に陥られたのですから、（物理的な因果性が除去できているかについてはなお検討の余地はあるとしても）、当初の共犯関係は乙が甲を気絶させたことによって解消されたと評価することができるように思われます。したがって、それ以降の犯行は、甲の意思・関与を排除して乙のみによってなされたものであるから、甲は共同正犯者としての刑責を負わない、ということが可能でしょう。上記の名古屋高判も同様に判断しています。

3 V は第 1 暴行、第 2 暴行のどちらか、あるいは両暴行があいまって生じた硬膜下出血によって死亡しています。この点について甲、乙はいかなる罪責を負うのでしょうか。

まず、乙については、V に生じた硬膜下出血は第 1 暴行、第 2 暴行いずれか又は両方から生じたものなので、両暴行に関与している乙はどのような因果経過で硬膜下出血が生じたのであれ傷害致死罪の罪責を負うことになります。

他方、甲は 2 で検討したように第 2 暴行について共同正犯者としての罪責を負わないとすると、V の硬膜下出血が生じた因果経過が不明である以上、致死の結果を負わず傷害罪にとどまる、という結論になるのでしょうか。

ここで、第 1 暴行と第 2 暴行を同時傷害の関係にあるとして、207 条を適用して甲にも傷害致死罪が成立するという見解があり得ます。

しかし、これを主張するためには、いくつかの反論に答える必要があります。

まず、207 条は傷害致死罪には適用がないという反論があるでしょう。207 条は例外規定であり、また、法文上「人を傷害した」場合に限定されているからというのがその論拠です。

また、207 条は、共犯関係にない複数の暴行のいずれかまたは両方によって傷害結果が生じていることが明らかであるにもかかわらず、因果関係の立証ができなかった場合に誰も結果に対する刑責を負わないという不合理を解消するための規定であるといわれます。そうすると、もし結果に対する刑責を負う者がいれば、誰も刑責を負わないという不合理は生じないので、207 条の特例を適用する根拠が失われるという反論があるでしょう。

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

この点に関して、上述の最決平成 28 年は、他方の行為者に傷害致死罪が成立するという事案においても、各暴行が当該傷害を生じさせ得る危険性を有すること、各暴行が外形的には共同実行に等しいと評価できるような状況において行われたことが認められる場合には、207 条により傷害致死罪が成立すると判示しました。

同決定の原判決(名古屋高判平成 27 年 4 月 16 日刑集 70 卷 3 号 34 頁)は、この点に関して、「実際に発生した急性硬膜下血腫の傷害が上記両暴行のいずれによるか不明であるということになるから、もし、両暴行に機会の同一性が認められるのであれば、取りあえず、死亡の結果の発生をひとまずおいて考えれば、同時傷害の特例に関する刑法 207 条が適用され、被告人 3 名全員が、両暴行のいずれか(あるいはその双方)と因果関係がある急性硬膜下血腫の発生について、共犯として処断されることになることに疑いはない(傍点筆者)」としています。また、後者の点についても、死亡の結果について責任を負う者がいたとしても、硬膜下血腫の傷害の発生について結局は誰も責任を問われないことになる結果となることを看過している、としています(これについては、本問の事例で V に硬膜下出血は生じたが死亡はしなかった、という場合を考えてみてください)。

4 印象点など

以上の論点に関する論述とともに、条文・要件の特定、あてはめ、結論という法的三段論法をベースとした論述になっているか、問題文中から論点となる事実を的確に指摘し、それが、どの要件との関係で問題となるか、その点に関してどのような解釈の対立があるか、それらの中から自説としてどのような見解をとるかが説得的に論じられているか、といった答案の形式についても評価の対象としています。

5 答案の講評

本問は、共犯の離脱の問題に関連して、いわゆる共犯関係の一方的解消という論点を取り上げたものです。また、傷害致死罪が問題となる場面で、同時傷害特例を使うことができるのか、についても問うています。

前者については、そもそも本問を共犯の離脱、共犯関係の解消の問題としてとらえている答案自体が極めて少なかったといえます。もっとも、共犯の離脱・解消という文言が答案中に出てこなかったとしても、乙から一方的に暴行され気絶させられたという事実関係から、乙が単独で行った第 2 暴行についても甲は罪責を負うのか、という点に注目して共犯の離脱に類する問題として解釈を広げていく答案はいくつか見られました。

共犯関係の解消の問題は、俺はやめる、という離脱の意思表示があったことそのものが重要なのではなく、他の共犯者が行った犯罪は、共犯者との間で形成された共謀、共犯関係に基づいて行われたといえるのか、それとも、共犯者の単独または別個の共謀・共犯関係に基づいて行った別の犯罪と評価すべきか、という点にあることを理解しておくことが重要でしょう。

後者については、前者の論点につきいわば解消のようなものを認めた上で、同時傷害の特例を使って傷害致死罪が成立する、とした答案も見られました。もっとも、本問の課題は傷害致死罪に同時傷害の特例を使えるのはなぜか、という点にあります。この点に関しては傷害致死罪に同時傷害特例が適用できる、と考えるべきではなく、死因となった“傷害結果”と暴行との因果関係が不明である場合には一定の要件の下で同時傷害の特例を適用できる、と解するべきであるように思いますが、その点にまで踏み込んで書かれた答案はほとんど見られませんでした。

基本書をベースとして学習を進めていくことはもちろん重要なことですが、実際にどういう意事実関係の下で、論点が形成され解釈が発展してきたか、という判例学習は今後の法科大学院での学習を進める中でも極めて重要です。

まずは、判例百選に登載されている判例から学習を始め、百選が出された以降の重要な判例についても重判解説などを利用して事案の概要・論点・判旨・射程について検討しておくことが必要であると思わ

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

れます。

II 次の【事例】を読み、後記の〔設問〕について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい。

【事例】

- (1) 甲は、コンビニエンスストア A においてパンなどの商品を万引きし、持参していたショルダーバッグに入れていた。同店内において、その様子に注意を払っていた A の店員 C は、不審に思い、そそくさと立ち去ろうとする甲に対し、甲が肩から掛けていたショルダーバッグを手でつかんで声をかけた。甲は、C に対し、「引っ込んでろ。その手を離せ。」と言ったが、C は、甲のショルダーバッグをつかんだまま、甲が店外に出られないように引き止めていた。
- (2) その頃、同店に買物に来た乙は、過去に一緒に万引きをしたことのある友人甲が店員の C ともめている様子を見て、甲が同店の商品をショルダーバッグ内に盗み入れて C からとがめられているのだろうと思い、甲に対し、「またやったのか。」と尋ねた。甲は、自分がこの場から逃げるために乙が C の反抗を抑圧してくれることを期待して、乙に対し、うなずき返して、「こいつをなんとかしてくれ。」と言った。乙は、甲がショルダーバッグ内の商品を取り返されないようにしてやるために、C に向かってナイフ(刃体の長さ約 10 センチメートル)を示しながら、「離せ。ぶっ殺すぞ。」と言い、それによって C が甲のショルダーバッグから手を離して後ずさりした隙に、甲と乙は、同店から立ち去った。

〔設問〕

【事例】における甲および乙の罪責について、以下の(1)および(2)に言及しつつ、論じなさい(特別法違反の点は除く。)

- (1) 乙に事後強盗罪の共同正犯が成立するとする立場から、その論拠を示しなさい。
- (2) 乙の罪責は脅迫罪にとどまるとする立場からは、(1)の見解に対してどのような批判が可能かを示しなさい。
- (3) 最終的に、乙にはどのような罪責が認められるか、自己の見解を明らかにしつつ、論じなさい。

1 論点

本問は、2019(平成 31=令和 1)年度の司法試験論文式刑事系第 1 問の〔設問 2〕を素材とし、事後強盗罪(238 条)のうちの脅迫行為だけに関与した乙の罪責は事後強盗罪として評価されるべきか、それとも脅迫罪で評価されるべきかを検討するために、その前提となる事後強盗罪の法的性格をめぐる見解の争いをどのよう理解しているかを問うものです。

もっとも、本問では、この司法試験の問題とは異なり、甲は、すでにパンなどの商品を万引きし、持参していたショルダーバッグに入れていたため、窃盗は既遂であると考えて構いません。

そこで、本問に答えるためには、(1)では、乙に事後強盗罪の共同正犯が成立するとする立場から、事後強盗罪を真正身分犯と解する見解と、同罪を結合犯と解しつつ、暴行・脅迫にのみ加担した人物にも何らかの理由で同罪の承継的共同正犯が成立するとする見解とを念頭に置き、(2)では、乙の罪責は脅迫罪にとどまるとする立場から、事後強盗罪を不真正身分犯と解する見解と、同罪を結合犯と解し、暴行・脅迫にのみ加担した人物には何らかの理由で同罪の承継的共同正犯は成立しないとする見解を念頭に置けばよいということになります。

2 事後強盗罪の共同正犯が成立するとする立場

(1) その論拠

上記の見解のうち、事後強盗罪を真正身分犯と解する見解は、その論拠を、238 条の事後強盗罪が「犯人の身分によって構成すべき犯罪」(刑法 65 条 1 項)であることに求めます。身分犯とは犯罪行為の主

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

体が特定の人物に限定された犯罪をいうのであり、刑法 238 条にいう「窃盗」は同罪の行為主体を「窃盗犯人(未遂を含む)」に限定したものであるから、同罪は身分犯であるとして、その上で、「犯人の身分によって構成すべき犯罪」とは犯人に特定の身分があることによって初めて成立する犯罪であるから、「窃盗犯人」であることをその成立要件とする事後強盗罪は真正身分犯であるというのです。加えて、同罪の罪質は財産犯であり、粗暴犯である暴行罪や意思の自由を害する脅迫罪とは「罪質を異にする」ので、これらの罪は刑法 65 条 2 項にいう「身分によって特に刑の軽重があるとき」という関係に立たないと解します。

他方、同罪を結合犯と解しつつ、暴行・脅迫にのみ加担した人物にも何らかの理由で同罪の承継的共同正犯が成立するとする見解は、その論拠を、①同罪は身分犯ではなく結合犯であることと、②すでに先行者の窃盗が既遂に達していたとしても、事情を知りつつ暴行・脅迫から加担した者はこの窃盗既遂の状態を承継する形で事後強盗罪の共同正犯になると解します。①については、「窃盗」というのは単に「窃盗をした者」という意味にすぎず、「人を殺した者」を主体とする殺人罪や「人を傷害した者」を主体とする傷害罪が身分犯でないのと同様に、身分犯を意味する文言ではないという理解を前提にし、その結果、同罪は窃盗行為と暴行・脅迫行為とから成る結合犯だと解するのです。また、②については、途中加担者が加担したのは、あくまで「事後強盗罪」という犯罪であって、これを窃盗罪と暴行罪ないし脅迫罪に分解することは適切でないと考えるのです。

(2) 具体的な当てはめ

もっとも、〔設問〕の(1)は、「乙に事後強盗罪の共同正犯が成立するとする立場」からその論拠を示しなさいと書いてあるので、これに答えるためには、事後強盗罪の一般的な性格を論じるだけでは足りず、【事例】の乙の行動が事後強盗罪の要件を充たしていることを示さなければなりません。

まず、事後強盗罪を真正身分犯と解する見解では、甲が「窃盗」に当たることを示しましょう。その際問題となるのは、甲がすでに窃盗の「実行の着手」に至っていることを示すことです。本問では、「パンなどの商品を万引きし、持参していたショルダーバッグに入れていた」ため、窃盗の「実行の着手」どころか、すでに既遂に至っていたことを指摘してください。次に、乙が甲の窃盗行為を認識しつつ、238 条に列挙された目的をもって、C を脅迫したことを示してください。本問では、乙は「甲が同店の商品をショルダーバッグ内に盗み入れてC からとがめられているのだろうと思」う、かつ、甲から「こいつをなんとかしてくれ。」と言われてC をナイフで脅迫して甲を逃がしているのですから、「財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ」(238 条)という二つの目的が認定できます。さらに、刃体の長さ約 10 センチメートルもあるナイフを示してC に「離せ。ぶっ殺すぞ。」と言っているのですから、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の脅迫も認められます。

次に、結合犯説に立ちつつ承継的共同正犯を認める立場では、同じく、甲がすでに窃盗の「実行の着手」に至っていることを示すこと、乙が甲の窃盗行為を認識しつつ、238 条に列挙された目的をもって、C を、その反抗を抑圧するに足りる程度的手段で脅迫したことを示してください。最後に、以上から乙の行為は甲の行為を承継した一個の事後強盗罪の実行を分担したものであるから、同罪の共同正犯が成立すると述べてください。

3 脅迫罪にとどまるとする立場

(1) その論拠

脅迫罪にとどまるとする立場のうち、不真正身分犯説は、その論拠を、238 条の事後強盗罪が「犯人の身分によって構成すべき犯罪行為(・・・)」(刑法 65 条 1 項)でないことに求めます。すなわち、身分犯とは犯罪行為の主体が特定の人物に限定された犯罪をいうのであり、刑法 238 条にいう「窃盗」は同罪の行為主体を「窃盗犯人(未遂を含む)」に限定したものであるから、同罪は身分犯であるとした上で、「犯人の身分によって構成すべき犯罪行為」とは「犯人に身分があって初めて犯罪となる行為」を意味

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

するのであり、事後強盗罪の実行行為である暴行・脅迫はこれに当たらず、「窃盗犯人」でなくても犯罪として処罰される行為なので、「身分によって特に刑の軽重があるとき」(刑法 65 条 2 項)、つまり不真正身分犯であるとするのです。

その際、通説は罪質を異にする監禁罪(刑法 220 条)と特別公務員職権濫用罪(刑法 194 条)との間でも、「人を逮捕し、又は監禁した」という行為は共通なので「身分によって特に刑の軽重があるとき」つまり不真正身分犯と解しており、罪質の相違は問題とならないことを示せば、加点事由となります。「違法身分は非身分者にも——完全に——連帯する。」とする見解に対しては、共犯の成立に正犯行為の違法性が必要だとする「制限従属性説」は共犯成立の必要条件を述べたものにすぎず、正犯行為の違法性が共犯の行為にも連帯するという意味ではないことを指摘しておけばよいでしょう。

最後に、結合犯説に立ちつつ——本問のような事案では——承継的共同正犯を認めない見解は、人は加担前の出来事に責任を負えないのは当然であり、事後強盗罪においても加担前の窃盗行為の共犯にはなれないのだから、暴行・脅迫のみを切り離して「暴行罪」または「脅迫罪」で評価すべきだと述べたり、暴行・脅迫行為は先行する窃盗行為によって作り出された状態を利用して自己の犯罪を実現するという関係に立たないと述べたりすることができます。

(2) (1)の見解に対する批判

したがって、(1)の見解に対する批判としては、①真正身分犯説に対しては、「犯人の身分によって構成すべき犯罪行為(・・)」(刑法 65 条 1 項)とは「犯人に身分があつて初めて犯罪となる行為」を意味するのであり、事後強盗罪の実行行為である暴行・脅迫はこれに当たらない上、不真正身分犯関係は罪質の如何を問わず認められるものであり、かつ、「違法の連帯性」も身分のない者への身分犯の違法の完全連帯を認めるものではないのだから、事後強盗罪を真正身分犯とした上で乙に同罪の共同正犯を認めることはできないことを指摘すればよいでしょう。

他方、②事後強盗罪を結合犯と解した上で乙に承継的共同正犯を認める見解に対しては、i) (不真正)身分犯説からは、本罪の実行の開始(着手)は暴行・脅迫の開始時であるから、そもそも本罪を窃盗行為と暴行・脅迫行為を結合した結合犯と解することはできないと述べて済ませてしまうことができます。ii) 他方、結合犯かもしれないが「承継」はできないとする立場からは、少なくとも脅迫行為しかしていない乙は、甲が作り出した窃盗状態を自己の犯罪を実現するために利用するという関係にはないことを示しておけば足りるでしょう。

4 乙の罪責に関する自己の見解

以上の、大まかに言えば4つの見解のうち、受験者が正しいと思う見解を一つ選び、それに従って乙に成立する犯罪を示せば、十分です。

5 答案の講評

まず、下級審判例では、事後強盗罪は身分犯と解されているにもかかわらず、「窃盗が」という文言が意味するところに触れずに、承継的共同正犯の成否のみで検討している答案が散見されました。結合犯説を支持すること自体はよいのですが、実務がそうでないことを意識し、これを論破できる学習を心がけてください。そうすることで、答案の説得力が増すと思います。

残念な答案として、甲の罪責を詳しく論じるあまり、乙の罪責をほとんど検討できずに途中答案となっているものがありました。設問の(3)が乙の罪責に関心を抱いているのですから、甲の罪責についてはなるべく簡単に済ませて、乙の罪責を検討する時間を捻出してください。

2020 年度入学試験(後期日程) 講評

立命館大学法科大学院

小論文

設問 I

論じてほしかったのは、以下の点である。

「ナッジとは、①行動経済学的手段を用いて、②選択の自由を確保しながら、③金銭的なインセンティブを用いず、人々の行動変容を引き起こすことである。対して、スラッジとは、行動経済学的知見を用いて、人々の行動を自分の私利私欲のために促したり、よりよい行動をさせないようにしたりすることである。ナッジとスラッジは、どちらも行動経済学を手段とするものであるが、その目的が異なる。すなわち、ナッジの目的は、人々が持っている意思決定の歪みを正して、よりよい意思決定ができるようにすることにあるが、スラッジは、逆に、利己目的やよりよい意思決定をさせないために用いられる。ナッジをうまく使うことができれば、人々の生活や意思決定をよりよいものにすることができる。」ほとんどの答案が上記の点についてもれなく解答できていたが、ごく一部の答案においては、ナッジの定義の一部が抜け落ちた記述となっていた。また、一部には具体例を挙げた説明をしている答案もあり、加点要素とした。

設問 II

論じてほしかったのは、以下の点である(太字にしているのは、問題文で指定した用語)。以下の点について、具体例を挙げて説明できていれば、及第点としている。

「ナッジを設計するためには、人々の行動を見て、行動経済学的に分析し、ナッジの戦略を立てて、実際にナッジによる介入をし、変化を計測する(あるいは、問題を定義し、処方箋を考え、ナッジを設計し、その効果をテストした上で大規模に実施する)、という大まかな過程が必要である。

最初に、人々の意思決定のプロセスについて考える必要がある。具体的には、その意思決定が重要なことと意識されているのか、それとも本人が無意識に行っているものなのか、その意思決定が行われるのはどのようなタイミングか、意思決定そのものを本人が能動的に行っているのか、受動的で自動的に行っているのか、意思決定をしている人がどのような情報を手にしているかの、意思決定をするときの心理状況はどのようなものか、意思決定が行われる環境、などについて検討し、意思決定の特徴を整理する。

次に、ナッジを選ぶために、意思決定の特徴を分析して、どのような行動経済学的なボトルネックがあるのかを分析する必要がある。具体的には、本人は、自分がしなければならないことを知っていてそれが達成できないのか、望ましい行動そのものを活性化すべきなのか、自分自身でナッジを課するだけで十分に動機づけられているか、人々は情報を正しく認知することができれば望ましい行動をとれるのか、認知的な負荷が過剰でできないのか、引き起こしたい行動と競合的な行動が存在するために目的の行動ができないのか、単に惰性のためにできないのか、などといった点を分析する。

こうしたボトルネックの特徴を明らかにした上で、それを引き起こしている行動経済学的特性に応じて、適切なナッジを選択することになる。その際、意思決定の上位にあるボトルネックを解決するようなナッジを選択することが最も重要である。

ナッジの設計において一番重要なのは、本人自身が自分の行動変容を強く願っているのか、それとも本人があまり気にしてこなかったことを気づかせて行動変容を起こさせるのか、どちらのパターンなのかを見極めることにある。前者の場合、行動変容を起こしたい相手に対し、コミットメント手段を提供したり、自制心を高めたりするようなナッジが有効であるが、後者の場合には、それまで意識されていなかった理想的あるいは規範的な行動を活性化するために、政府などの外的主体が人々の意識を喚起するようなナッジを設定する必要がある。」

良く書けている答案が多かった設問 I に対して、設問 II は高評価をつけた答案は少なかった。意思決定の特徴の整理と分析の要素を混同している答案や、前後関係・相互関係を意識していない答案も多く、

2020年度入学試験(後期日程)講評

立命館大学法科大学院

漫然と問題文から文章を抜き出しただけであると思われる答案もあった。また、問題文で具体例を挙げることを求めているにもかかわらず、具体例を全く挙げていない答案も散見された。当然のことながら、このような答案は大幅な減点となる。